

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

若者版

発行:山口県消費生活センター

令和元年11月19日

-第17号-

消費生活トラブル情報 **注目!**

簡単にもうかる! それって本当?!

1 Aくん B先輩



ある日、AくんはサークルのB先輩から、**いい話がある**とカフェに誘われました。

2



話の内容は、**アフィリエイト**で稼がないかというものでした。「**誰でも簡単にもうかるから**」と勧められたAくん。

3



Aくんはセミナーに出席し、ビジネスを始める**登録料として、10万円**を支払いました。

4



いざ始めてみると、ウェブサイトを作っただけでは利益は出ず、**全くもうかりませんでした。**

## アドバイス

- アフィリエイトとは、インターネットを利用した広告の一種です。①自分のホームページやブログに商品の宣伝を書き、広告主のサイトへのリンクを張る。②自分の張ったリンクをクリックした人がその商品を購入した場合、③売上の一部が自分の利益になる。などの仕組みです。
- 「誰でも簡単に1日10万円稼げる」などと言われ、専用ソフトウェアの購入や登録料などで高額な契約を結んだため、トラブルも発生しています。**簡単にお金を稼ぐことはできません。**
- 友人など身近な人からの勧誘でも、契約の意思がない場合は**きっぱりと断りましょう。**
- 不安に思った場合は、**消費生活センターに相談**してください。

山口県消費生活センター

TEL.083-924-0999(相談)/083-924-2421(消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金]8:30～19:00 [土]8:30～17:00 ※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [平日]9:00～16:30(入場受付16:00まで) ※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

# お知らせ

県HPに開設！

「知っちよる！？消費者トラブルまなべるサイト」

若者の消費者トラブル防止を目指して、県では、啓発動画や体験型コンテンツなどを通して、若者自身が自発的に学習できるよう、特設サイト「知っちよる！？消費者トラブルまなべるサイト」を開設しました。ぜひ、御活用ください。

## サイトの画像



## サイトの内容

### ① だまされないために！(啓発動画)

県が認定した学生消費者リーダーの提案により作成したシナリオをもとに製作(動画投稿サイト「YouTube」に遷移)

### ② 体験型コンテンツ

中学生から大学生に多い消費者トラブルをストーリー仕立てで紹介。親近感を持って参加しやすいよう「ネコ」をキャラクターに使用  
＜体験型コンテンツのテーマ(5種類)＞  
○ゲーム課金、スカウト商法、デート商法、マルチ商法、情報商材の契約

### ③ 成年年齢の引下げ

令和4年(2022年)4月、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることから、契約する際の注意点等を掲載

### ④ 悪質商法を疑似体験！

ワンクリック請求の疑似体験ができるページ  
※学生消費者リーダー(2期生)がデザインしたバナーを使用

### ⑤ 相談窓口の紹介



QRコードからも  
アクセスできます



消費者トラブルまなべるサイト

検索

## 消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が分かる

1

→ ○郵便番号(7桁)入力  
を押す

郵便番号が分からない

2

→ ○固定電話の場合は地域を  
選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の  
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど